一二　亜鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	一二　亜鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
一三　ふつ化物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・四のうちＦＩＡ法を用いる場合には、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・二の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）	一三　ふつ化物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四・四のうちＦＩＡ法を用いる場合には、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四・一の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）
一四　トリクロロエチレン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	一四　トリクロロエチレン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
一五　テトラクロロエチレン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	一五　テトラクロロエチレン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
一六　ベリリウム又はその化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第七に掲げる方法又は日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の三十一に定める方法	一六　ベリリウム又はその化合物	昭和四十八年二月環境庁告示第十三号別表第七に掲げる方法
一七　クロム又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・二に定める方法	一七　クロム又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十五・一に定める方法
一八　ニッケル又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十八に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十八の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	一八　ニッケル又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十九に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十九の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）